

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

国民年金が強制加入なのは知っていたので、気になってはいたが、加入していなかった。

昭和55年4月、社会保険事務所に電話し、未加入期間の保険料を納付したいので、社会保険事務所に行くと言ったところ、職員が直接家に来ると言った。過去2年間分しか納付できないと言われ、来た職員にその分を支払ったが、その分の記録が無い。

その後の保険料は婦人会に払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金加入以降は国民年金保険料をすべて納付しているとともに、結婚後も国民年金に任意加入するなど、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月30日に払い出されており、申立人は「過去2年分を納付した。」と供述しているところ、昭和55年度は過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間のうち、54年4月から55年3月についても過年度納付することが可能であるにもかかわらず未納となっているのは不自然であり、申立人が記憶している過去2年分のもう1年分は、54年度分を過年度納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和53年4月から54年4月までの期間については、申立人は、国民年金に加入した時期を55年4月と供述しており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しからみて、その時点で、当該期間

は時効で国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

納め忘れていた年金の期間について、まとめて支払ができることをテレビで知り、当時住んでいたマンションの下のA市役所B支所で、昭和53年4月ころ加入手続をして、その日に、銀行でお金を引き出し支所の窓口担当者にお金を渡した。保険料を支払った時に「領収書は」と尋ねたら「年金手帳に記入したから大丈夫」と言われた。支払った額は10万円くらいと申し立てたが、13万円か30万円かとも思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月26日に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続もそのころに行われたと推認されるが、その時点で、申立期間のうち、昭和46年4月から50年12月までの保険料は既に時効で納付できず、51年1月から52年3月までの保険料は過年度納付することはできるものの、A市では過年度保険料の収納は取り扱っていなかったことが確認でき、それ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期について、国民年金に加入手続した昭和53年4月と主張しているが、時効となった保険料を納付することができるのは、第3回特例納付が開始された同年7月以降である上、A市では特例納付保険料の収納は取扱っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したと主張するA市役所B支所は、当時も現在も存在せず、申立内容に不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。